

令和3年度決算審査特別委員会（第7回）

令和4年9月14日（水曜日）午後3時37分開会

○付託案件

- 認定第1号 令和3年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号 令和3年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号 令和3年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号 令和3年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号 令和3年度七飯町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号 令和3年度七飯町水道事業会計決算認定について
認定第7号 令和3年度七飯町下水道事業会計決算認定について
1. 町長への総括質疑の有無及び総括質疑事項について
 2. その他

○出席委員（16名）

委員長	平松俊一	副委員長	若山雅行
委員	横田有一	委員	池田誠悦
委員	田村敏郎	委員	稲垣明美
委員	畑中静一	委員	長谷川生人
委員	上野武彦	委員	坂本繁
委員	澤出明宏	委員	中島勝也
委員	川村主税	委員	江口勝幸
委員	川上弘一	委員	青山金助

○欠席委員（0名）

○議長出席の有無 無

○出席説明員（0名）

○本会議の書記

事務局 長 広部美幸 書記 山本翔大
書 記 三浦蒼生

午後 3時37分 開会

○平松委員長 ただいまより、令和3年度決算審査特別委員会第7回目を開催いたします。

前回のときに、町長に対する総括質問の日時を15日の1時30分からと報告いたしましたけれども、理事者側のほうから「16日の10時をお願いします」という連絡が入りましたので、町長の総括質疑は、16日の10時といたします。

それで、総括質疑の事項について、皆様のお手元に先ほど2名の委員の方の発言をまとめた文章が行っていると思います。

私のほうで読み上げますので、一部、横田委員と若山委員の意見が食い違っているところがありますので、それを議会としてどちらにまとめるかということが必要になるかと思えます。

それでは、まず横田委員の発言ですが、5点ありました。

1点目は、小さな流用が多く、事務的なミスが多かったが、それに対する考え方を町長に聞きたい。

2点目としては、道の駅の公募案件に納付金まで配慮する必要があるのか。企業努力によって利益を出しているにもかかわらず、町が納付させるとするのはおかしくないかと。

要は、文章の改正が令和4年度から適用されるのですが、それはお金を取りますという文章ですので、そこがおかしくないかというのが横田委員の町長に対する質疑になります。

3点目としては、企業版ふるさと納税、これに落札業者が寄附をしていると。これは何か問題あるのではないかとということを知りたいと。

4点目としては、町有地の売却、これは必ず公募するように町長の考えを知りたいということですね。

最後は、アップル温泉のポンプ、利用負担を3者できちんと考えるべきでないかと。これについて聞きたいと。3者というのは、アップル温泉と好日園と中野苑の3者ですね。

次に、若山委員からは3点。

1点目が、安全衛生委員会について、産業医を参加させるべきではないか。

2点目としては、道の駅の借地について、方針を変更し、当面は借地として運営し、経費負担のシミュレーション、そういった結果を示すべきでないかということでした。

3点目が、道の駅の指定管理者が決算上利益を計上した場合について、指定管理者からの提案を待つのではなく、利益の2分の1くらいを町に寄附するように考えられないかということでした。

これで、横田委員の2点目と若山委員の3点目が、横田委員は取るように文章を直すのはおかしい。若山委員は儲かったのなら取るべきだと。これを議会として、まずどちらかに統一をしたいと思えます。

青山委員。

○青山委員 ただいまの件で言えば、基本的に努力して今の道の駅をやっていると私は思っていますので、今回の役場側の文章でいけば、利益が出れば出すような格好にしていますけれども、横田委員の文面、内容のほうに、私は賛成します。

以上です。

○平松委員長 澤出委員。

○澤出委員 右に同じなのですが、若山委員のやり方をしていくと、一商人としての考え方ですけども、会社の利益が出た場合にそうやって取られるというか、利益をそちらに処分していかなければならないという話になると、どうやっても経費率を上げて利益が出ないように操作するとかというのは通常の商人がやることで、違法性のない範囲でそういうふうには利益を出さないようにとんとんに持っていくとか、そういうふうには動くのが通常の考え方だと思います。

ただ、一方で考え方としては、そうやってやることによって、利益を出すぐらいだったらお客さんに還元しようという動きが出る可能性もあるので、何とも言えないのですが、あまり3のやり方をするというのは、せつかく企業努力をして益出しをしようとしている、要は、横田委員の考え方に僕は近いので、あまり好ましくないのかなと、こういうやり方に関しては。

どちらかといったら、利益出た場合には、それを例えば留保して、町に迷惑かからないようにた

めておいて、最終的に、そんなことできるかどうか分からないけれども、留保したお金で当面の例えば修繕とかやりくりしていくとか、そういったことができるようなことのほうがまだ建設的なのではないかなと僕は思います。

以上です。

○平松委員長 ほかには。

池田委員。

○池田委員 私も同僚の若山委員と同じ、やはり道の駅で出店されている方が、若山委員が言うように2分の1を出すということになると、企業努力が損なわれるのかなと。

道の駅を造ったのは、やはり七飯の地名度を上げるという意味で前町長も造りました。その中で、今出店なされている方が儲けたら、それなりに自分たちでいろいろなイベントを考えるなり何なりして、活性化になるようなことを考えていくと思うので、やはり道の駅はどンドンどンドン儲けてもらって、そしてPRしてもらえばいいのかなと。努力を損ねるようなことはしないほうがいいのではないかなと思っています。

以上です。

○平松委員長 青山委員ですね。青山同僚議員の意見にということ。

池田委員、若山委員と言ったのですが。

○池田委員 青山同僚委員です。

○平松委員長 分かりました。

ほかには。

稲垣委員。

○稲垣委員 私も同じ意見なのですが、利益の2分の1を納付するようにはできないかという断定的な言い方も、私はちょっとふさわしくないなと思いますし、先ほども出ている、企業努力で一生懸命頑張っているし、何かあった場合に町はどういうふうな対応をするのかということも何も決まっていな中で、こういう言い方をするのはちょっと好ましくないかなと思いますので、横田委員の言い方のほうがいいと思います。

○平松委員長 ほかには。

畑中委員。

○畑中委員 今回は、例えば道の駅の営業をされて、儲けの2分の1を町のほうにということ

になりますと、儲かるということはそれなりに努力しているから儲かることになるのだし、そうすると、なるべく儲けないようにしようというような考えが働くと思うのですよ。あるいは軽費を増やしてとんとんにするような感じに思うけれども、やっぱりその辺が運営する人が利益を出すことによって、お客さんのサービスにもそういったことがつながってくるなど、余裕を持てば、いうふうに考えますので、私は横田委員が言っている考え方に賛同します。

○平松委員長 ほかには。

上野委員。

○上野委員 私は、若山委員の案でよろしいと思うのです。

募集するときというか、指定管理者を募集するときに、こういう条件で募集をすると。そうすると、指定管理者はその条件の中で努力をするということになると思うのですよ。

ですから、これは本来、町が決めることなので、我々がどうのこうのということではないのですけれども、できればそういう形で、町も道の駅を造ったことで、支出ばかりで何の収入もないというのは、やはり事業をやるということの中では何らかの収益につながるような努力をして、そしてその中から、これは利益上がった半分ということですので、これは事業者は当然事業をやるからには収益の上がる努力をしていくと思うので、半分程度でしたら特に問題はないと思います。

○平松委員長 ほかには。

江口委員。

○江口委員 道の駅の2分の1の売上を納付するようになるというのは、事業者から見たら売上の中で人件費をつくったりするものであって、運転資金もそうですけれども、追いつかなくなってしまう現状で、今コロナ禍でお客さんが増えたり減ったりしているような状況なので、自分としては反対の意見のほうにさせていただきます。

○平松委員長 ほかには。

若山委員。

○若山副委員長 少し説明させてください。

今の江口委員、ちょっと勘違いかもしれないです。事業を行って利益が出たらという話です。売

上からどうのこうのとかが、売上の何%とか、そういうことではありません。

今現在、新しく公募しています。来年からまた新しく3年間、今の指定管理者がそのまま指定されるか、別な業者が指定されるか、これは建前上は分かりません。多分同じ人になるのかな、継続されるのかなという感じはします。だけれども、利益が出た場合には町に納付するという。

今のところは、今の公募条件は、利益が出た場合、それをどうするかというところを指定管理者が自分で判断しなさいという扱いになっているので、それを公募要項の中で、応募するときに自分は半分を納付しますとか、1割納付しますとかというのを町に提案する。町はそれについて、Aという業者は5割納付する、Bという業者は1割しか納付しない、ではこっちだとかという総合的な判断をした上で指定管理者を判断するという形になっているということです。

それに対して横田委員は、納付すること自体、そもそも要らないのではないかという話なのです。昔のように、寄附金が二千何百万円あったときに寄附金をもらうのはどういうことなのかという議論をした経緯もありますけれども。ただ、利益が出ないように調整するとか何とかということに対しては、終わった後ですけれども、事後的に報告を受けた内容で無駄な経費がないかどうかきちっとチェックできますし、そういう意味では、指定管理料が本当にその金額でいいのかどうかというのはやってみないと分からないところもあるのです、3年同じままで行ってしまいますので。

だから、結果的に利益が出ましたと。そうしたら、その一部を町に納付してくださいということを経営者任せではなくて、町が提案したらいかがでしょうか。それで、半分ぐらいなら半分は内部留保として残るわけですから。最終利益、純利益、税引き後の利益、今回でいくと100万円ちょっとなのですからけれども、それでいくと50万円納付するという仕組みをつくったらどうでしょうかということ。

そうでないと、道の駅自体が商業施設なわけですよ。店舗借りて営業するといったら家賃払うわけです、普通は。それを二千何百万円も指定管理

料を年間払って、なおかつその農家から場所を提供している利用料として1,000万円近く納付しているわけです。なおかつ利益が上がっているわけですよ。それについて一部を町に還元するというのは、何らおかしい話ではないのではないかなというふうに思うので、こういうことを町は決めたらいかがですかという話をさせていただいたので。

それに対して、あまりそういう必要はないという意見についてはちょっとびっくりしていますけれども、そこも踏まえてもう一度皆さんの声を聞かせてください。

以上です。

○平松委員長 澤出委員。

○澤出委員 今聞いていまして、言っていることはよく分かるのですけれども、例えば、この点はどうなのかと。指定管理というのとショッピングモールというのと、また違うと僕は思うのですよ。指定管理制度というのは、指定管理制度というのが如実にありますし、例えば一企業が条項を立ててショッピングモールを造って、そこでテナント運営するというのと、またちょっと違うと思うのですね、行政がやるのと民間のやるのと。たまたま始まってしまっているのは指定管理制度という制度を使ってやっているものだから、いびつといえ、こういうふうにはやらざるを得ないというのが中にあるのではないかと。

その中で、直していく面で何かやるというのであればできるかもしれないのですけれども、例えば管理している指定管理業者が自分で商売なさっていて、そこで同一性が生じていたりとか指定管理自体が難しい利益構成になっているのかなと。

確かに2,400万円とかというお金を入れて、建物も建ててあげて、それで利益出てもお金を払わなくてもいいみたいな話になっているというのは変には思うのですが、もともとの道の駅を発足させたというのが、利益追求ではなくて町のプロモーションとしてやっている部分が出ているからそういうふうになってしまっているのであって、よしんば、もしやるのであれば、トイレとかという供用部分の利益を生まないところについて指定管理を出して2,400万円払っているのだという

のであれば、明らかに分離して管理会社を変えればいいだけの話かもしれない。イコール、指定管理制度から外れてしまうという話になりますけれども。

何か一緒くたにして話をしてしまうと、指定管理というものの自体のよさも悪さも全くごっちゃにしてしゃべってしまっているのが、難しい話かな。そこから精査しなければならぬ話なのかなと思って聞いていました。詳しくないのでね。

ただ、その辺のところをよく精査して話していかないと、議論が結びつかないことになるのかなというイメージを持って今いたのですけれども、どんな感じなのでしょう。その辺のところちょっと僕もよく分からないので。

○平松委員長 ほかに御意見は。

川上委員。

○川上委員 若山委員の③番目に書かれている「道の駅の指定管理者が決算上利益を計上した場合」、これは要するに、町側が公募条件として乗せるというような書き方ですよ、まず。

先ほど若山委員が言ったのは、公募時点で、応募者の提案書に応募してくる業者が、「私も取ったら、2分の1ないし何分の1かを町に寄附する」と提案書に書くというふうに私は受け止めたのですけれども、どちらですか。

言っている意味は、提案書に指定管理に応募した業者が書くのか、それとも強制的に公募条件の中に町が利益が出た場合は何ぼもらいますよと。どちらが言いたいことなのでしょう。

○平松委員長 若山副委員長。

○若山副委員長 何もしないで今のままだと、今の公募条件だと、指定管理者が利益が出た場合こうしますという提案をするような公募条件になっているということです。それは、横田委員が資料要求して、変更あって、寄附金と納付金のあれがあったので、今はそういうふうになっているということです。それについては、1割なのか2割なのか定額なのか、それについては指定管理者が決めるという扱いになっているので、それは提案してください。その提案について、指定管理者は判断する材料として決めますというのが今の公募要項です。今のどうか、令和4年度の募集要

項です。来年度以降、新しく指定管理者が変わるときにはその要項で。だからA者は幾ら納付するとかということを書いてくる形になっているのです。

それに対して僕は、指定管理者が提案してくるのを待つのではなくて、町側が幾らというふうに、もうきちっと決めるべきではないかということ町長質疑でしたいなということです。

それで、例えば金額2分の1とか、多いのであれば10分の1とか、6割、7割がいいのか、そのところできちっと町側から幾ら納付してもらいますよということを決めたほうが、管理しているあれとしていいのではないかとということで、こういう形にしているだけです。

○平松委員長 川上委員。

○川上委員 ここに書いている、③のとおりでいいということなのですね。

○平松委員長 そういうことですね。

○川上委員 要するに、公募時点で、指定管理者に応募してくる業者が、提案書に、私の会社はもし利益が出た場合は何分の何を町のほうに納付金として取めますよとかと書いてくるのではなくて、町が初めから公募時点で、利益の何分の1かは分かりませんが、それを納付してくださいというふうに書くということで理解してよろしいですね。

○若山副委員長 はい。

○平松委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平松委員長 数からすれば、道の駅の公募条件の中に、納付をするのはおかしいという横田委員の意見を議会の統一見解として町長にぶつけるという形になりますけれども。

これについて、御異議ありませんか。

こういうふうにするということではないですからね。町長総括にそういう言葉で臨むということですからね。

発言の内容を見れば、もう発言者の数からして横田委員の……。 (発言する者あり)

それでは、お諮りします。

道の駅の公募案件に関する町長総括の質問文ですが、指定管理者からお金を取らない……。

（「ちょっといいですか、発言させてください」と言う者あり）

若山副委員長。

○若山副委員長 今の公募要項の中では、指定管理者が応募の際に提案するというふうになっているのですね。これをやめるとというのが横田委員の意見だということで、それに皆さん賛成だということによろしいわけですか。

「指定管理者は、会計年度ごとの経営状況により利益が生じた場合、当該利益の一定額または一定の割合を乗じて得た額を町に納付することとします。なお、納付する額については、指定管理者が応募の際に提案し、当該提案内容を指定管理者候補者選定時の評価指標とします。選定された指定管理者は、応募の際に提案した額を年度ごとに町に納付することとします。」

これが、町の今の8月に出している公募要項です。今ホームページに載せていて、これから応募してくるような状況の内容です。

横田委員のものは、これももらうのはおかしいのではないかと、提案しようが、町から言おうが、おかしいのではないかと、ということ、ということも駄目だよということ、皆さんそれに賛成しているということによろしいのですね。

○平松委員長 ですから、これで決まるわけではないですから、町長に聞く聞き方として、指定管理者からお金を取るのはどうなのだという趣旨の町長総括をするということです。

それに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○平松委員長 なければ、趣旨としては横田委員の発言文で町長総括をさせてもらいます。

ほかの文章で、何か内容的にこういうふうに変えたほうがいいとか、これはやめたほうがいいとかという、そういうことはありますでしょうか。

川村委員。

○川村委員 若山委員の1番と2番なのですが、あまりにも表現が細か過ぎるというがあるので、一応町長総括なので、ある程度広く取れるように。

例えばですよ、1番、安全衛生委員会の必要についてどのように捉えているかとか、重要性に

ついてどのように考えているかとか、そういうような表現で最初やったほうがいいのではないかなど。また、もし再質問があれば、その中で、これどうなのだというものを詰めていけばいいのかなということで、「参加させるべきではないか」とか、いきなりそういう質問だちょっと、ある程度オブラートに包むではないですけども、そういう部分で最初表現したほうがいいのではないのかなということで、1番は。

2点目が特に、ここは気をつけなければならない部分もあるので、この辺もやっぱり、例えば、事業遂行に関わる用地買収、借地契約について、どのように考えているかとか、捉えているかとかという表現で最初やったほうがいいのではないかなと思います。

以上です。

○平松委員長 という意見がありましたが、それは、川村委員に聞きますけれども、道の駅という言葉を使わないほうがいいという意味ですか。

○川村委員 具体的にどこことという話ではなくて、基本的に、結局、町長に質問するわけですから、町としての考えを持っていると思うので、それが用地買収また借地契約の基本的な考えはどういうふうにやっているのかという、まずそこを聞かないと駄目ではないかなと思うのですね。

○平松委員長 一応審議の内容から、それは、ずれると思います。

決算審査特別委員会の中で出ていたのは、答弁としては、「今は少し休むけれども、売ってもらう方向でやっていくというのが町の方針だ」というふうに課長が答えていました。

若山委員が言っているのは、その「方針を変えてはどうなのか」ということがまず盛り込まれていますので、そこを道の駅を取ってしまって、借地についてというところからやると、何の話か分からなくなると思うのですが。

ほかの委員の皆さん。

澤出委員。

○澤出委員 同じ1番、2番なのですが、1番については、産業医を入れるという規定というか、労基法の中の規則の中にあるのですね、多

分。ちょっと見ていなかったのですけれども。安全衛生委員会について、産業医を参加させるという規定があって言っているのであれば、正当なことだと思うので、僕はこれは構わないかなと思っています。

2番目の道の駅の借地についてですけれども、これについて、「方針を変更して当面借地として運営し」という部分までは、言っていることが、買うと言っているのにそれをやっていないということを平仄合わせるためにそういうふうを持っていくというのは駄目ではないと思うのだけれども、後段の部分の「経費負担のシミュレーション結果を示すべきでないか」という部分は、ちょっと引っかかりまして。

これは、つまりホームページとかに、これから何年やるとか、町負担がこのぐらいになってというものを出してしまうということでしょう。そうすると、確かに心理的な強制は相手方、貸しているほうの方にかけることになり、ひょっとしたら、それをさらされるがゆえに売らないといけないなというふうに仕向けるという意味もあるのかもしれないですけれども、心理強制になってしまいますよというところですよ。あまり法律的にもよろしくないやり方になるので、そういうことを町がやっていいのかという部分が非常に懸念されますね。

今でもちょっといろいろな話が出てきていることなのですね、多分、地元では。そういうところもあるから、非常にデリケートな部分になってきてしまっているの、これ以上のことをやった場合に、何が起きるか、非常に懸念されますねというところがありますから、前段部分はいいかもしれないのですけれども、後段部分はちょっとハレーションの大きさが恐ろしいことになるのではないかと僕は懸念しています。だから、こういうことは書かないほうがいいと思います。

以上です。

○平松委員長 そういう御意見もあるということですね。

ほかの御意見はありますか。

畑中委員。

○畑中委員 若山委員の②の部分なのですけれども、これについては、できるだけ地権者の感情を逆なでするような刺激をあまり与えないほうがいいのではないかなと。

町のほうも、この間それこそ道の駅開いたばかりなのに、そんなに、ある程度、過去において借地ということで20年間契約しているのですから、それについて今さらこういうことをすると非常に地権者に刺激するような行為だなと思うので、私はできればそっとしておいたほうがいいのかなと。

逆に、このことがこじれておかしくなったら取り返しつかないなというふうに考えますので、私は2番目については、できればよしてほしいなと思います。

○平松委員長 若山委員。

○若山副委員長 先ほどの澤出委員の説明をさせていただくと、産業医の件ですね。七飯町職員安全衛生管理規則というのは平成10年にできて、その中に、産業医だとか、安全衛生委員会だとかが決まっているのですけれども、工場だとかというところについては安全委員会というのをつくらなければいけないと。普通の事務所のところには衛生委員会をつくらなければいけない。面倒くさいので安全衛生委員を一つつくれば、それはそれで二つの組織ではなく、一つでいいですよ。だから七飯町の職場の場合は衛生委員会だけでいいのだけれども、規定上、安全衛生委員会という名前になっているので、ただ、この規定上安全委員というのはいません。だけれども、産業医について、これに書いています。

労働基準法ではなくて、昔は労働基準法に入っていた、最後の辺なのですけれども、労働安全衛生法というのがあって、その中の規定として衛生委員会の委員には、必ず産業医を加えなければならないというふうになっているのですね。だから、安全委員も、衛生委員も、安全衛生委員も、それと同じようなものなので同じようにしなければいけない。

ただ、ちょっと公務員と民間のそういうものの差があるので、丁寧に産業医を入れれば、産業医の義務等で月1回職場を点検するとか、法律上

決まっているのです。記録は残さなくてもいいけれども、点検はしなければいけないとかという立てつけになっているのです。

だから、そういう人を安全衛生委員会に入ってもらって、いろいろ知識だとか何かすればいいのではないかということで、入れたらいかがですか。今回議事録を見せてもらったら入っていませんでした。統括安全衛生管理者というのが副町長でということで、その人が全部管理していくという形になっているのですけれどもね。そういうのはいかがですかというようなソフトな提案をさせてもらったということです。検討しますと言えば、もうそれだけだし、あれだと思います。

それと、先ほどの2点目の借地の問題について、要は、今まで議論した中で、交渉録も何も出てこないし、交渉とかそういうのはしないと方針転換して借地のままでやっていきますよという。だけれども、そうであれば、どのように公表するかどうするかは別だけれども、少なくともすぐ買った場合と20年後の令和19年に貸借契約が終わってそこで購入した場合と、どのぐらい町の負担が変わるのかというのは、きちっと認識しておく必要があるのではないかなということ。

これは、土地所有者に対してプレッシャーとかということではなくて、我々として、こういうことをしたら、こういう経費がこうなりますよというのは、ちゃんと把握しておかなければということで、町長はどのように考えるのですかと。これは、以前の町長と代わっていますので、その考え方を確認するというのが必要なかなというふうに思って書かせてもらったのですけれども。

表現ぶりで何かプレッシャーだとか、ミスリードになるというような言い方は、まさかそのように取られるとは思わなかったのですけれども、そのようなことをもう一度検討していただければなというふうに思います。

○平松委員長 あくまでも、町長に対する質問ですから。確かに澤出委員おっしゃるように、これはホームページを見れば、この文章は、いずれ町民の方も読むことができるでしょう。ただし、これを、例えば議会だよりの前面に書くだとかということではありませんので、町長と議会側の意見

のやり取りですから、ちょっとその辺何かニュアンスが違うのかなと思うのですけれどもね。

中島委員。

○中島委員 私もなるべく発言しないように黙って聞いていたのですけれども、何で総括質問でこんなに揉めるのかと思うのですよ。

委員が聞きたいから聞くのであって、皆さんの話を聞いていると、町長の答弁まで心配されているのですね、どういう答弁をするか、そういう答弁をしたら困るとか。あくまでもこの質問に対して町長が答弁するのですよ。委員が町長の答弁を心配することはないのですよ。聞きたいから出しているのですから、総括質問なのですから。やはり聞いてもらって、町長の答弁を待たばいいのですよ。その中でまた議論できるわけですから、そこで議論すればいいではないですか。

何で、これは駄目だとか、これはよくないとか、後で問題が起きるとか、そういうことでそういう議論になるのか。私は黙って聞いていると不思議でしょうがないのですよ。町長の答弁まで心配する必要あるのですか、我々委員は。聞きたいから聞いて、答弁もらって、そこでおかしかったら、また再質問すればいいではないですか。何でこんなに揉めるのか不思議でしょうがないです。初めてですよ、こんなに揉めるのは。黙って聞いているけれども、本当に不思議でしょうがない。

○平松委員長 分かりました。

澤出委員。

○澤出委員 今、中島委員のおっしゃるのもよく分かります。別に町長の答弁を心配するわけではなくて、ここで議事として出たときに、議事録に乗ったりと、ユーチューブに流れる場合が出てくるでしょうと。そうなったときに、止めようがないわけですよ、生で流れるとね。

町長総括というのはどうなのですか、これは流れるのですか、ユーチューブ。（発言する者あり）では、止めようがないではないですか。生で流れるとすれば。

だから、その問題があるので、ここで事前にある程度のところを型枠つくっておかないと、型枠からはみ出てしまったものを取り返すこと、覆水盆に返らずですから、そうならないようにす

るのが紳士的な議会の話であって、何でもかんでもしゃべっていいというわけではない。

そんなことを中島委員がおっしゃっているということを言っているわけではなくて、そうならないように、一応ある程度のルール立てをしていかにと、ほかの議会から見ても笑いものにされるというのはありますよ。

だから、ある程度成熟した議論をしなければならぬというところは、我々胸に収めておかなければならない部分で、ですから擦り合わせというか、こういう会議をやらなければならないので。

それで、何でもかんでもしゃべってもいいというふうになってしまうと、本当にアノミー状態になってしまうので、議論ではなくなってしまふので。

そのところを、町長の答弁を心配することなんかないと思うのですよ、確かに。それは僕は全然心配していないので。出てくる話がどんなものあっても、それは町長の話であって、我々から出た議論がハレーションを起こしたら大変だからという話を言っているのであって。

そういうところをちょっと言い方は難しいですけれども、そんなに年数のたっていない議員がしゃべることではないと思いますけれども、僕はそう思って聞いていましたので、町長の答弁を弁護するとか、付度している話ではないので、その辺のところはちょっとあれかなと思って聞いていました。

○平松委員長 これは議会ですから、議会人としてどうなのかということが優先されるべき案件だと思います。個人の利益どうのこうの、それを心配する意見も確かに理解はできます。

ただし、七飯町は、車両センターで4,000万円近いお金を借地料として払ったほかに、32年から33年たってから、当時の評価額で購入していると。これは、随分我々も言われました。議員の中でも早く契約解除しろということを随分言っていた議員もいらっしました。

それと同じことをまた今やっていて、前町長の方針と今の町長の方針は、土地を早く買い戻したいという考えは持っているということなのです

ね。それは質疑の中でも出ていましたから。ですから、それはもう既に出ている話です。

だから、それに関して町長に改めて町長の言葉でどう考えるのかということを知りたいというふうに解釈すれば、質問の文章のことまで細かく何か評価が出ていますけれども、一応趣旨としてはそういうことを知りたいということなので、改めて委員長、副委員長、事務局で質問文章は少し作り直しますので、それを見てもらって……。 (発言する者あり)

そうすると、若山委員の1番、2番に対して、まず1番については、産業医を参加させるべきという表現がまずいという御意見もありましたし、若山委員の説明が合っているのであれば、この安全衛生委員会というのは産業医を参加させるという表現なのですか、置くべきでないですか。 (発言する者あり) 参加させる必要があるのかということを確認するというところでどうですか。べきではなくて、確認を取ると。

あと、道の駅の借地の方針を変更して、当面は借地として運営しと、ここまではいいという意見がありました。それから先、経費のシミュレーションを示すべきではないかということに関して、どのような表現が適切かと思われませんか。変更したらどうですかという話で終わるといことですか。 (発言する者あり)

審査の委員会の中では、この件についてのやり取りはされていますので、町長の意見を聞きたいということで、今改めて出されているということですので。

なくしたほうがいいという意見は、そもそも審議の中で道の駅についての映像が残っていますので、これは後で出てきますので、削除しない限り。だから、町長総括で改めて言う必要があるのか、ないのかということから行きますか。

道の駅の借地について、町長総括に必要だと判断するか、しないか。これを皆さんにお聞きしたいと思います。 (発言する者あり)

道の駅の借地についてのことを町長の総括質疑に入れたほうがいい、入れないほうがいい。まずこれで採決したいと思います。

入れたほうがいいという方は、挙手願いま

す。

(賛成者挙手)

○平松委員長 7人。

では、反対の人は。

(反対者挙手)

○平松委員長 8人。

7対8ですから、これは入れないという判断をしますので、借地についての総括質問はしないということを特別委員会では決まりましたので、これはしないということです。

ほかに、ありますか。

若山委員。

○若山副委員長 横田委員の5番目の質問なのですけれども、「アップル温泉のポンプ利用負担の考え方を考えるべきではないか」というのは、ちょっと簡単にまとめ過ぎているような感じがするのですけれども、電気料とか、ポンプの修理代とか、ポンプ購入費とか、もうちょっと詳しく、するとしたらどうしたらいいのかなというのをちょっと聞きたいのですけれども。このままでいいか、あれなのか、ちょっと御本人の意見を聞きたいのですけれども。

○平松委員長 横田委員。

○横田委員 これでもいいと思います。ファジーに言ったほうが、その後の質問がしやすいので、申し訳ないですけれども、それでやっていただきたいと思います。

○平松委員長 いいですか、この件については。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○平松委員長 あくまでも、これは町長に対する総括質疑ですから、総括質疑に関係ないといったら変かもしれませんが、例えば道の駅のことは聞くことは可能だということなのですよね。全くしないという話ではなくて、審議過程で出てきている話ですから、出てしまうのはしょうがないのかなと思うのですけれどもね。どうなのですかね。これは、しては駄目…。(発言する者あり)

分かりました。道の駅の借地に関する質疑はしないということですね。ということで、文章をまとめたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後 4時21分 休憩

午後 4時30分 再開

○平松委員長 それでは、休憩前に引き続いて、再開をいたします。

町長への総括質疑の事項についてという文章を皆さんにお配りしました。先ほどの議論を経まして、こういった文章になりましたので御確認をお願いしたいと思います。

委員長、読み上げます。

1、小さな流用が多く、事務的なミスが多かったが、それに対する考えは。

2、道の駅の公募案件に納付金まで記載する必要があるのか。企業努力によって利益を出しているにもかかわらず、町が納付させるというのはおかしくないか。

3、企業版ふるさと納税について、町の事業の落札業者が寄附をしているということについての考えは。

4、町有地の売却時には必ず公募するようにするべきではないか。

5、アップル温泉のポンプについて、利用負担の考え方を考えるべきではないか。

それから、安全衛生委員会について、産業医を参加させる必要はあるのか。

こういう文章にまとめましたが、これについて何か修正とかありますか。

田村委員。

○田村委員 ちょっと分からないのですけれども、若山委員の①の「安全衛生委員会について、産業医を参加させる必要はあるか」、参加させる必要がないのですか、これは法的に。(発言する者あり)「参加させる必要はあるか」になっているのではないですか、今、文章。

これは法的にどうなのですか。例えば、委員会について産業医を構成員に入れているかという確認なら分かるのですよ。

ここの言わんとしている意味が、安全衛生委員会について産業医を、いわゆる会議に入れるべきだということを言いたいのか、いわゆる委員会という組織に入れさせるべきか、あるいは入れさせ

るべきでないかという、これは当然法的には入れさせるべきなのです、構成員に。

ただ、それが絶えず会議に出る出ないは別ですよ。対象者の相談のプライバシーだとかいろいろあるから、個別にやる場合もあるでしょうけれども、この産業医というのは、構成員に入れるべきではないかというのが狙いではないのですか。もし入っていたら抜くべきだという、そういう趣旨なのか。

○平松委員長 違うと思います。

これは、参加させるべきではないかという質問文が若山委員の意見だというふうに、先ほどは聞いていましたけれども、どうですか。（発言する者あり）

これは、「産業医を参加させるべきではないか」という文章に修正をしたいと思います。

ということで、町長への総括質疑の事項については、これにて決定をいたしました。

田村委員。

○田村委員 だから、入れさせるべきでないかというのは、会議に入れさせるべきなのか、構成員として入れさせるべきなのかという、そこはどうかのですか、質問の趣旨として。

先ほどの言い回しですと、会議録を見ると入っていなかったのということであれば、逆に会議に入れさせるべきでないのかというのが趣旨なのか。それとも、委員会の構成員として入れさせるべきだということを言わんとしているのですか。どちらなのでしょう。確認したいと思います。

○平松委員長 若山副委員長。

○若山副委員長 産業医は衛生委員にしなければいけないので、衛生委員が構成する安全衛生委員会がある中で、それに出席するということになると、当然あれなのです。だから、このとおり、「安全衛生委員会に産業医を参加させるようにすべきではないか」と。もちろん委員ですよ。

○田村委員 要は、会議に入って出てくるべきでないかということと言わんとしているのか、必要に応じて構成員に入れて必要に応じて出てくるべきでないか、どちらなのでしょう。

○若山副委員長 委員なので、当然会議に出るべ

きという、そういう考え方で質問しています。

ただ、都合でこれないとか、参加のあれは出席者の何分の1とかというのがありますから、そういう意味では欠席の場合もあるかもしれないけれども、必ず入れるようなそういう仕組みを考えるべきではないかと。

今の規則の中ではそれがなくて、考えたらいかがですかという趣旨なのですけれども。

○平松委員長 「産業医を参加させるべきではないか」と。

○田村委員 だから、毎回の会議にはということでしょう。

○平松委員長 そこまで。

○田村委員 趣旨はそういうことですよ、考え方は。

○平松委員長 そうい質問だと思います。

ただ、そこまで詳しく質問しないほうがいいかなという判断で、町長の考えを聞くということ。

いいですか皆さん。「産業医を参加させるべきではないか」という質問文で提出をいたします。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○平松委員長 お諮りいたします。

本日予定していた審議は、全て終了いたしました。

本日、これをもって終了したいと存じますが、これに御異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○平松委員長 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって終了します。

次回の委員会は、16日の金曜日午前10時から町長への総括質疑を行いますのでよろしくお願いいたします。

本日は、御苦労さまでした。

午後 4時36分 散会

